

定 款

日 本 フ ェ ル ト 株 式 会 社

日本フェルト株式会社定款

制 定	1917年 6月30日				
改 正	1919年 6月27日	1949年 9月27日	1974年11月29日	2004年 6月29日	
	1920年 5月22日	1950年 3月25日	1975年 5月30日	2005年 4月26日	
	1927年 6月22日	1950年 7月25日	1982年 6月29日	2005年 6月29日	
	1937年 6月22日	1951年11月28日	1986年 6月27日	2006年 6月29日	
	1937年12月22日	1954年 5月28日	1987年 6月26日	2009年 1月 5日	
	1938年 3月30日	1956年11月29日	1990年 6月28日	2009年 6月26日	
	1939年12月22日	1959年11月26日	1991年 6月27日	2013年 6月27日	
	1941年 6月25日	1961年11月29日	1994年 6月29日	2014年 6月27日	
	1942年 2月 5日	1964年 5月29日	1996年 6月27日	2016年 6月29日	
	1943年12月28日	1967年 5月30日	1998年 6月26日	2021年 6月29日	
	1944年12月26日	1968年 5月30日	2002年 6月27日	2022年 6月29日	
	1946年 5月 2日	1971年11月29日	2003年 6月27日		

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、日本フェルト株式会社と称し、英文では、NIPPON FELT CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。

1. 紙、パルプ、スレート用、その他工業用フェルト、カンバスその他抄造用関連用品の製造、加工および販売
2. 各種繊維製品の製造、加工および販売
3. 工業用洗剤その他化学工業薬品の製造および販売
4. 産業用ならびに公害防止用の機器、装置の製造および販売
5. 医療用寝台の製造、加工および販売
6. 百貨小売業ならびに食料品、飲料品の製造、加工および販売
7. 駐車場の経営
8. 土木ならびに建築工事の設計、施工、保全および請負
9. 貨物運送、倉庫、荷役および警備に関する事業
10. 有価証券の保有および運用
11. 不動産の賃貸および管理
12. 発電および電気の供給に関する事業
13. 農産物、園芸植物、種苗の栽培および販売
14. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都北区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は9,650 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 ① 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 ① 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第14条 ① 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第15条 ① 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 ① 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

- 第17条 当会社の取締役は9名以内とする。

(選 任)

- 第18条 ① 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第20条 ① 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- ② 取締役会は、その決議によって代表取締役の中から、取締役社長1名を選定する。
- ③ 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役、各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集、議長および決議)

- 第21条 ① 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役会長が在任しないとき、または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- ② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前に発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
- ③ 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(相談役、顧問)

第23条 取締役会は、その決議によって相談役、顧問を置くことができる。

(取締役との責任限定契約)

第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第25条 当社の監査役は4名以内とする。

(選 任)

第26条 ① 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
② 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
③ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第27条 ① 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(監査役会の招集、議長および決議)

第28条 ① 監査役会は、各監査役がこれを招集し、招集した監査役が議長となる。
② 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
③ 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(常勤監査役)

第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役との責任限定契約)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第32条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 ①当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払の開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。